

# 前橋総合運動公園キッチンカー等出店規約

R3. 6. 25

## 1 概要

- ① 住所地 : 前橋市荒口町 437 番地 2  
前橋総合運動公園中央広場 (A~D エリア)
- ② 出店区画 : 1 区画 9 m<sup>2</sup> (3m×3m)

## 2 利用日・時間

- ① 利用期間 : 令和 3 年 7 月 1 日 (木) ~ 令和 3 年 9 月 30 日 (木)  
※同一申請者による利用日数は、原則連続 7 日を限度とします。  
ただし、試験的利用については制限を行うことがあります。
- ② 利用時間 : 9:00 ~ 17:00  
※利用時間とは、会場準備から片付けまでの時間を含みます。

## 3 受付場所・時間

- ① 受付場所 : 前橋市荒口町 437 番地 2  
(公財) 前橋市まちづくり公社 前橋総合運動公園  
TEL 027-268-1911
- ② 受付時間 : 執務時間内 (平日 9:00 ~ 17:00)
- ③ 受付期間 : 令和 3 年 6 月 28 日より先着

## 4 料金

料金は下段に掲載の利用料金表のとおりです。

中央広場	平日	1 区画	1,100 円/日	1 区画 9 m <sup>2</sup> (3m×3m)
	土日祝	1 区画	1,650 円/日	1 区画 9 m <sup>2</sup> (3m×3m)

## 5 設備等について

- ① 電源設備はありません。
- ② 給排水設備はありません。
- ③ その他、出店にかかる設備及び貸し出し備品はありません。

## 6 利用申請の方法

- ① 定型の利用申請書に記載のうえ、出店日の 7 日前までに受付場所へご提出してください (郵送可)。
- ② キッチンカーの営業許可書の写し及び同意書、利用内容の分かる企画書等の書類も併せてご提出ください。
- ③ 利用申請書を受理後、利用内容を審査のうえ、利用の可否、利用料、条件等を決定し通知いたします。

④ 利用承諾書発行後に、申請事項（出店内容）を変更することはできません。

## 7 利用料の納付

出店日の当日の営業開始までに、規定の出店料金をコミュニティプール受付窓口で現金にてお納めください。

## 8 利用条件

飲食店営業許可を持ち、キッチンカー(食品営業自動車)または簡易テントでお弁当等の販売ができる方。

## 9 利用制限

- ① 公序良俗に反する行為もしくは暴力等不法行為を行う恐れのある人・団体に属していないこと。
- ② 政治的又は宗教的色彩を有していないこと。
- ③ その他管理運営上不適当と認められるもの。

## 10 キャンセル

利用承諾後に、出店をキャンセルする場合は、出店日の前日の 17 時までに前橋総合運動公園に申し出て所定のキャンセル手続きを行うこと。

なお、雨天または荒天等により出店出来ない場合は、当日の 9:00 までに前橋総合運動公園まで申し出ることとする。

## 11 注意事項

- ① イベント実施にあたっては、十分な事故防止対策を講じ安全確保を行うこと。
- ② イベント運営にかかる一切について、責任を持つこと。
- ③ 騒音等により公園利用者並びに近隣住民に迷惑をかけないように十分配慮し、必要により、事前に周辺住民・店舗等にイベント周知等を行うこと。
- ④ 出店時は、設営前・営業中・撤収後の広場清掃については、利用者が責任を持って実施し公園の美観を保つこと。
- ⑤ 利用によって広場及び広場設置物（備品類を含む）に破損、汚損等が認められた場合は、利用者の責任において原状に復すること。
- ⑥ 出店営業により発生したごみは必ず回収し持ち帰ること。
- ⑦ 広場内は一般車両の通行禁止のため、車両出店や搬入搬出の際は交通安全に努め、係員の指示に従うこと。
- ⑧ 原則として、キッチンカー内以外での火器の利用は出来ません。
- ⑨ イベント広場利用申請書に虚偽の記載や、利用時において迷惑行為があった場合は、公益財団法人前橋市まちづくり公社の権限において直ちに利用を停止させることができることとする。